

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：飯豊町

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画〈施策・事業3-2-1〉地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証・及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（飯豊町）
- 山形県地域公共交通計画〈施策・事業1-1-1〉〈1-2-1〉によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTF S-J P等のデータを適時適切に提供できるよう検討する。（飯豊町、めざみ交通株式会社）
- ・GTF S-J P（GTF S-R T）の作成・提供の検討（飯豊町）
- 山形県地域公共交通計画の〈施策・事業3-1-1〉に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る（飯豊町）
- ・地域公共交通計画の〈施策・事業2-1-1〉によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（めざみ交通(株)、飯豊町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（飯豊町、(株)めざみ交通）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- ・利用者の利用形態検証やニーズなどを把握し改善を図る。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の飯豊町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・飯豊町目標値（目標年度 R6 年度末）

県外 400 人、県内 1,000 人

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の飯豊町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口当たりの乗車人員：2.50 回／人

- ・飯豊町の目標数値（目標年度 R6 年度末）

1.5 回／人（直近年度の実績 10,418 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の飯豊町相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 0 円）

- ・飯豊町の目標値（目標年度 R6 年度末）

デマンド交通：14,300,000 円（直近年度の実績 20,295,000 円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

まちなか線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：6,700 人以上（直近年度の実績 6,577 人）

中津川線 " : 360 人以上（直近年度の実績 347 人）

まちエリア線 " : 3,300 人以上（直近年度の実績 3,224 人）

まちなか線の収支率：24.5%以上（直近年度の実績 17.9%）

中津川線 " : 24.5%以上（直近年度の実績 17.9%）

まちエリア線 " : 24.5%以上（直近年度の実績 17.9%）

まちなか線への飯豊町負担額 9,563 千円（直近年度の実績 13,580 千円）

中津川線 " 1,524 千円（直近年度の実績 2,153 千円）

まちエリア線 " 3,213 千円（直近年度の実績 4,562 千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、町内全域、特に中津川集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、飯豊町運行委員会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るまちなか線、中津川線、まちエリア線について、その運行に係る費用総額 26,971 千円のうち、飯豊町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、まちなか線、中津川線、まちエリア線への上記飯豊町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する飯豊町の負担については、山形県市町村総合交付金要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

〈令和 2 年度〉

- ・令和 2 年 4 月 23 日（第 1 回）：協議会の設立、公開原則の議決 等
- ・令和 2 年 7 月 15 日（第 2 回）：地域公共交通計画策定に向けた議論
- ・令和 2 年 10 月 26 日（第 3 回）：地域公共交通計画骨子案の議論
- ・令和 3 年 1 月 28 日（第 4 回）：地域公共交通計画素案の議論

- ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論
〈令和3年度〉
- ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）
〈令和2年度〉
- ・令和2年度10月19日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域別課題の整理
- ・令和3年1月18日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理
- 山形県地域公共交通活性化協議会 置賜地域部会
- ・令和2年10月12日（第1回）：地域公共交通計画骨子、現状・課題の議論
- ・令和3年1月14日（第2回）：地域公共交通計画素案の議論
- 飯豊町
〈令和2年度〉
- ・令和2年10月23日 第1回運行委員会 昨今の利用状況、新型コロナウイルス感染要望対策について
〈令和3年度〉
- ・令和3年10月下旬 第1回運行委員会 利用状況等について
- 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については原則すべての資料及び疑似が協議会事務局（山形県）により飯豊町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

飯豊町ではデマンド交通の利用者の意見や要望について、委託先である社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会と情報を共有し、その都度、迅速に対応している。また、運行委員会において、課題などを客観的に協議し、よりよい運行ができるよう事業へ反映している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地

（所 属）飯豊町 住民課 生活環境室

（氏 名）舩山 泰宏

（電 話）0238-87-0514

（e-mail）iide-iizawam@wonder.ocn.ne.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯豊町	めざま交通株式会社	(1) まちなか線		まちエリ ア⇄長井 エリア		往 km 復 km	239日	2,390回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざまの里観光物産館(山交バス・新潟交通)、【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅、【長井～荒砥線、S88・C5】長井市役所前バス停、【勸進代・置賜総合病院線、白兔・置賜病院線、平・置賜総合病院線、上郷・平山・置賜病院線、九野本・置賜病院線、置賜病院・伊佐沢・中央線、病院・河井・時庭・中央線、置賜病院・歌丸・中央線】置賜総合病院前	②
	めざま交通株式会社	(2) 中津川線		まちエリ ア⇄中津 川エリア		往 km 復 km	239日	287回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざまの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	②
	めざま交通株式会社	(3) まちエリア循環線		まちエリ ア		往 km 復 km	239日	2,151回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざまの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	②
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯豊町	めざま交通株式会社	(1) まちなか線		まちエリ ア⇄長 井エリア		往 km 復 km	240日	2,400回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館(山交バス・新潟交通)、【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅、【長井～荒砥線、S88・C5】長井市役所前バス停、【勸進代・置賜総合病院線、白兎・置賜病院線、平・置賜総合病院線、上郷・平山・置賜病院線、九野本・置賜病院線、置賜病院・伊佐沢・中央線、病院・河井・時庭・中央線、置賜病院・歌丸・中央線】置賜総合病院前	③
	めざま交通株式会社	(2) 中津川線		まちエリ ア⇄中 津川エリ ア		往 km 復 km	240日	288回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	③
	めざま交通株式会社	(3) まちエリア循環線		まちエリ ア		往 km 復 km	240日	2,160回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	③
			(4)			往 km 復 km	日	回					
			(5)			往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯豊町	めざま交通株式会社	(1) まちなか線		まちエリ ア⇄長 井エリア		往 km 復 km	237日	2,370回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざまの里観光物産館(山交バス・新潟交通)、【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅、【長井～荒砥線、S88-C5】長井市役所前バス停、【勸進代・置賜総合病院線、白兔・置賜病院線、平・置賜総合病院線、上郷・平山・置賜病院線、九野本・置賜病院線、置賜病院・伊佐沢・中央線、病院・河井・時庭・中央線、置賜病院・歌丸・中央線】置賜総合病院前	③
	めざま交通株式会社	(2) 中津川線		まちエリ ア⇄中 津川エリ ア		往 km 復 km	237日	284回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざまの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	③
	めざま交通株式会社	(3) まちエリア循環線		まちエリ ア		往 km 復 km	237日	2,133回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざまの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯豊町	めざま交通株式会社	(1) まちなか線		まちエリ ア⇄長 井エリア		往 km 復 km	240日	2,400回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館(山交バス・新潟交通)、【フラワー長井線】今泉駅・長井南駅・長井駅、【長井～荒砥線、S88・C5】長井市役所前バス停、【勸進代・置賜総合病院線、白兔・置賜病院線、平・置賜総合病院線、上郷・平山・置賜病院線、九野本・置賜病院線、置賜病院・伊佐沢・中央線、病院・河井・時庭・中央線、置賜病院・歌丸・中央線】置賜総合病院前	③
	めざま交通株式会社	(2) 中津川線		まちエリ ア⇄中 津川エリ ア		往 km 復 km	240日	288回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	③
	めざま交通株式会社	(3) まちエリア循環線		まちエリ ア		往 km 復 km	240日	2,160回		区域運行	②(1)	【JR米坂線】手ノ子・羽前椿・萩生駅、【山形～新潟】飯豊めざみの里観光物産館(山交バス・新潟交通)と接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

路線（運行区域）図

(1) 運送の区間 【変更なし】

番号	区間の名称	区間（発地、経由地、着地）
1	まちなか線	長井エリア※ ¹ まちなかエリア ⇔ 長井市(指定区域及び特別ポイント) (中津川エリア以外の町内全域) 川西町 (公立置賜総合病院)
2	中津川線	中津川エリア ⇔ まちなかエリア (町内中津川地区) (中津川エリア以外の町内全域)
3	まちエリア線	まちなかエリア ⇔ まちなかエリア (中津川エリアを除く町内を循環)

※1

長井エリア

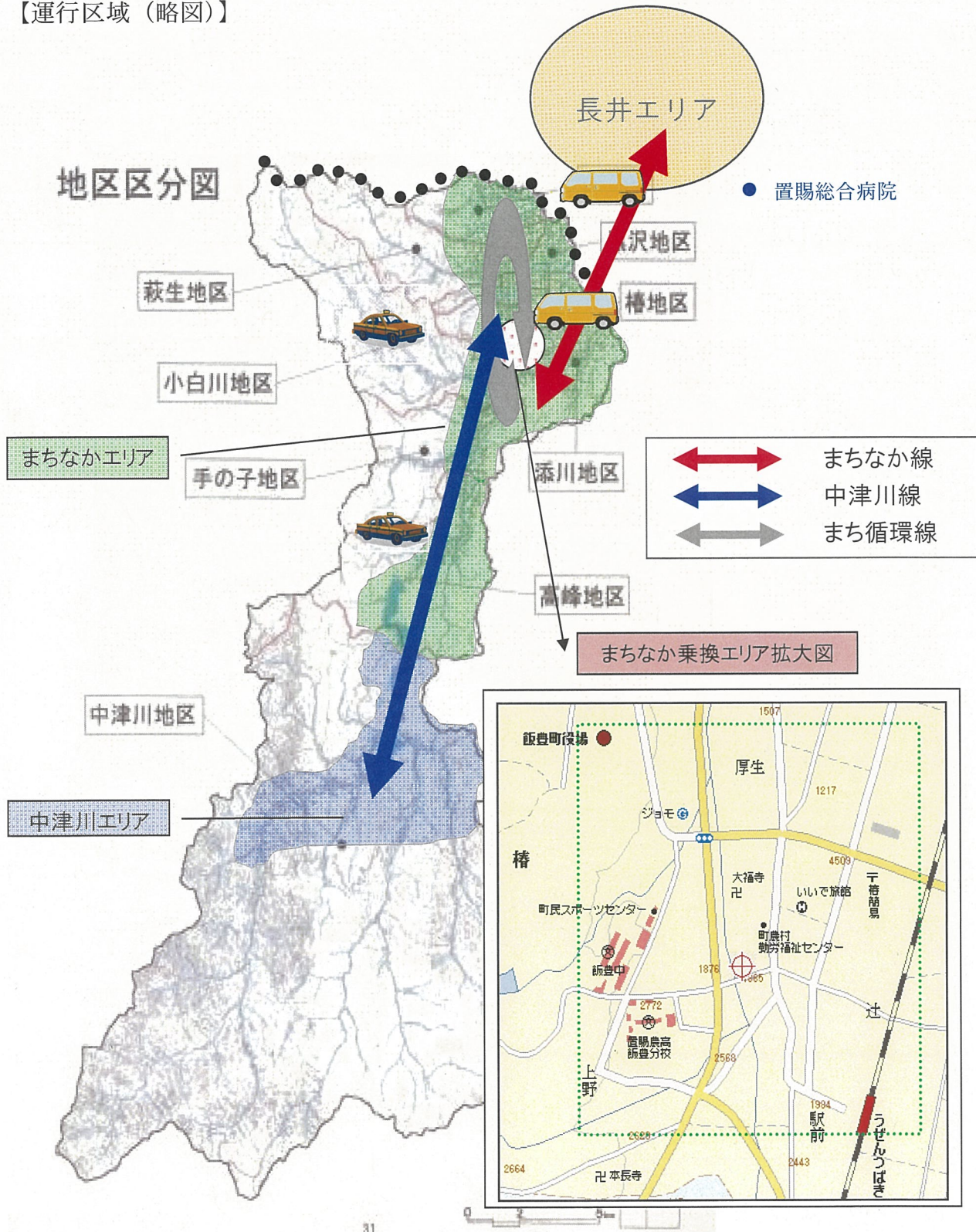


長井エリアは [] で囲まれたエリア内であればどこでも乗り降りすることができます。また、★の特別ポイントでも乗り降りすることができます。

[] 特別ポイント

- ①前山耳鼻咽喉クリニック
- ②佐藤接骨院
- ③今泉駅・齋藤医院
- ④公立置賜総合病院(川西町)

【運行区域（略図）】



ほほえみカー利用案内



予約センター（社会福祉協議会事務所内）

電話▶ (0238) 86-2220

〈受付時間〉平日 午前 7 時 30 分～午後 4 時まで

注意

運転手は予約受付は行いませんので必ず予約センターにご連絡ください。

予約方法

① 予約センターにお電話ください。

- 自宅電話番号
- 利用される方のお名前をお話し下さい。

② オペレーターが受付します。

- 利用したい時間
- 乗車場所・目的地をお話し下さい。

③ 予約した乗車場所までお迎えに行きます。

- 自宅から
- 病院、スーパーなどお出かけ先から

④ 予約した目的地までお送りします。

- 自宅まで
- 病院、スーパーなどへ

※病院・薬局・スーパーなど外出先からの電話予約に不安がある方は、その病院などの受付・従業員の方が本人に代わり予約をしてくれることになっておりますのでご利用ください。

エリア別運行時刻表

(平成30年4月現在)

まちなか線		定員数
		9名
まちなか線 ⇄ 長井エリア		
まちなか線発	長井エリア発	
8:00		
9:00	9:00	
10:00	10:00	
	11:00	
	12:15	
13:15	13:15	
14:15	14:15	
	15:15	
	16:00※	

中津川線		定員数
		4名
中津川エリア ⇄ まちなか線		
中津川エリア発	まちなか線発	
7:30	8:30	
9:15	10:15	
12:00	12:45	
13:30	16:00※	

※印…まちなか線と混乗（長井エリア発時刻）

★中津川⇄長井エリア間は必ずまちなか線内（乗換エリア）での乗り継ぎが必要です。
このとき中津川⇄乗換エリアの料金は割引適用となります。

まちなか線(循環)		定員数
		4名
まちなか線 ⇄ まちなか線		
8:00～11:30		
13:00～15:30		
エリア内30分間隔で循環		

利用料金

(平成30年4月現在)

	中津川地区	西部地区 白檜地区	東部地区 中部地区	長井エリア 置総病院
中津川地区	400	400	600	800
西部地区 白檜地区	400	400	400	600
東部地区 中部地区	600	400	400	600
長井エリア 置総病院	800	600	600	利用不可

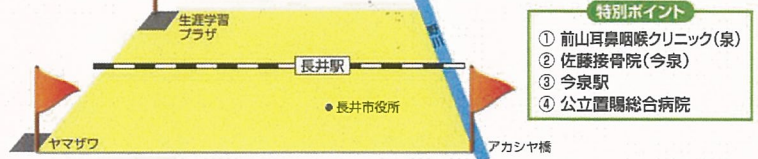
※小学生及び福祉割引適用者は半額料金となります。

※小学生未満児は1名無料(2名から小学生料金)

福祉割引適用者：①生活保護受給世帯 ②身体障がい者(手帳1～3級) ③知的障がい者 ④精神障がい者

長井エリア

乗降りできるエリアは黄色の指定区域及び4つの特別ポイントとなります。



【乗換エリア】は
・羽前橋駅・健康福祉センター
・園保診療所
・町民総合センター「あ～す」
・飯豊町役場・社会福祉協議会
などで乗降することができます。

【待合所】は社会福祉協議会事務所内に設置しております。

お願い

- ★利用したい時間の30分前まで予約して下さい。(7:30便・8:00便は前日までの予約となります)
- ★予約を取消する場合は直ちにご連絡下さい。
- ★予約は1週間前から受付します。

注意事項

- 土・日・祝祭日及び8月13日～16日、12月29日～1月5日は運休となります。
- 定員がありますので予約状況によって満席となり、対応できない場合がありますのでご了承下さい。
- ほかのお客様との乗り合い乗車になるため、中学生未満及び1人で乗降できない方(付添有の場合は可)・喫煙・飲酒している方・ベット連れの方・お急ぎの方等は利用をお断りしております。
- 混雑している便、気象状況により時間の遅れが出る場合があります。時間には十分余裕をもってご利用下さい。

お問い合わせ

飯豊町社会福祉協議会 ☎72-3353
飯豊町住民税務課(生活環境室内) ☎87-0514

登録されている個人情報は、運行管理以外の目的には使用しません。また、利用登録されている方の中で、ご住所や氏名(新たに障がい者手帳の交付を受け福祉割引適用の対象になった場合を含む)等の情報に変更があった場合は、速やかに社会福祉協議会までご連絡下さい。利用登録は随時お電話にて受付可(登録無料)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	飯豊町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,304
交通不便地域等	7,304

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,304	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)